

八尾市時報

八尾市役所
三上秀文社
(5日20日)
発行部数 23.500
定価 1部5円

押売の取締を強化

府押売防止条例決る

大阪府では昨年十二月に行商人の押売防止に關する条例を定め、皆様のご家庭を戸別に訪問する行商人が守らなければならぬことと規定しました。

八尾警察及び管内防犯協議会では、この機会に押賣の取締を一層強化することになり、一月度防犯協議会で検討されました。押賣にきた行商人の横暴な言動におどされたり、承諾しないのに玄関先に品物を並べられたため、非常に困ったなどという場合には、すみやかに警察または近くの駐在所派出所へ連絡下さるよう要しています。

この条例には、行商人が守らなければならないことを次のように規定しています。過日皆さま方に白電としてお配りしたお知らせ通りで掲載して置きます。

行商人の押賣防止に関する条例(抜萃)

(行商人の遵守事項)

第三条

本監査公表は
地方自治法第
百九十九条第
七項の規定に
より公表する
ものであります。
(係)

昭和二十五年の税制改正によ
て地方財政特に税源に大きな変動
が生じ、財政面にも一時的混亂
が生じたが、当市では公正での確
かな市税賦課を行い、また徴税につ
いても黒字財政を維持したが、當市
では公正での確

かに徴税を行つて、また徴税につ
いても黒字財政を維持したが、當市
では公正での確

表公査監徴稅課(1)

八尾市役所兼人権擁護相談室

概要

八尾市役所兼人権擁護相談室

